

印鑑レス口座規定

1. 関連規定の適用・準用

- (1) この規定は「印鑑レス口座」に適用される事項を定めます。
- (2) この規定に定めがない事項は、普通預金規定、総合口座取引規定、キャッシュカード規定（個人用）、デビットカード規定、各種定期預金規定、東和銀行ダイレクトサービス利用規定、東和銀行アプリ利用規定、通帳レス口座規定の関連する規定の各条項により取り扱います。

2. 印鑑レス口座

印鑑レス口座とは、対象口座の開設にあたり、当行への印鑑の届出を行わない口座をいいます。

3. 対象口座

対象となる口座は、普通預金口座、総合口座、定期預金口座、積立式定期預金口座、定期積金口座、通知預金口座、貯蓄預金口座、納税準備預金口座です。印鑑レス口座開設後は、同一取引店の対象口座全てのお取引について印鑑を使用しないこととなります（ただし、法令等により印鑑押印が必要な場合および当行所定の印鑑押印が必要な取引は除きます）。

4. お取引方法

- (1) 預金の預入れおよび払戻しは、当行または当行と提携している金融機関等の現金自動預金支払機のご利用、またはダイレクトサービスのご利用によりお取引いただきます。
- (2) 窓口において印鑑レス口座の取引を利用される場合は、届出印鑑の押印に代えて、普通預金口座のキャッシュカードによる本人認証を行います。あわせて、当行所定の本人確認資料の提出を求めることがあります。

5. 取引制限

印鑑レス口座の取引継続中は、キャッシュカードの解約を行うことはできません。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載により公表その他相当の方法で周知することで、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上